



平成21年 [redacted] 広告料金の返還請求事件

原告 [redacted]

被告 株式会社セントラルマーケット

被告第一準備書面

平成21年 [redacted] 日

[redacted] 裁判所1係 御中

(送達場所)

東京都港区南麻布4丁目14番6号

電話 03(5798)8833

ファクシミリ 03(5798)8990

被告

株式会社セントラルマーケット

代表取締役 加藤昌稔



第1 原告準備書面(1)に対する反論

1. 原告準備書面(1)の1. 2. 4. 5. 7. 8は本件の争点とは明らかに異なり、U-s i d eの特性として、どんなに質の高いユーザーが見ても、ユーザーにとって魅力ある商品でなければ、売れる事はなく、このことは、U-s i d eに限らず、広告メディア媒体の特性である。
2. 原告準備書面(1)3.(1)について原告は、甲第4号証から、U-s i d eのユーザーが、U-s i d e広告リンクを何度もクリックしているだけ、



と主張しているが、そもそも甲第4号証は、原告のサイトを閲覧しているユーザーのアクセス解析であり、U - s i d e を閲覧しているかどうかを示すものではない。U - s i d e を閲覧しているユーザーの動向を示すものとして、乙第~~3~~¹号証を参照。

3. 原告準備書面(1)6.について、争点を売上げが出ない事へ逸らそうとしている事を否認する。なぜ、争点を逸らそうとしているのか、理解不能である。本件契約内容は、あくまでも掲載媒体、掲載期間、最低アクセス数の保証である。(乙第1号証、乙第2号及び甲第1号証参照)

以上

スターティインターナショナル株式会社 前訴 第一準備書面

スターティインターナショナル株式会社の提出する裁判資料は大凡この程度の物だ。

人を馬鹿にした30分程度で書ける内容。

そして、商品が売れない理由をクライアント商品に責任転嫁し愚弄する。

どんなに質の高いユーザーが見ても、ユーザーにとって魅力ある商品でなければ、売れることはなく、このことはU - S i d e に限らず、広告メディア媒体の特性である。(1ページ下から5行目)